

審査ニュース 140号

レセプト審査における査定事例について ～医療機関とのトラブルをさけるために～、他

医療保険委員会

今回の審査ニュースは、請求レセプトに対する保険者からの「再審査請求」と、一次審査における査定事例、一次審査における突合査定事例についてご紹介します。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付されそこで必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度、審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

加算の混在するケース

検査や手術の前処置として使用する薬剤について

医科の突合によって、査定された代表的なケース

文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審 請求どおりと解釈されるもの。

返戻 請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定 誤請求と解釈されるもの。

・審査ニュース・

事例1 (査定事例)

(A錠 5mg 1錠
 B錠 80mg 1錠
 1日1回朝食後 日分)

再審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・2 12・27	12・2 12・27	A錠 5mg 1錠 B錠 80mg 1錠 【内服】1日1回朝食後	20	30 5	81 25	600 100	160 困 自
2									
摘要	医師の指示により粉砕								

【再審査等請求理由】

自家製剤加算の算定はいかがでしょうか。

【再審査の結果】

自家製剤加算が査定処理され、嚥下困難者用製剤加算に振り替えられました。

請求レセプトから読み取れるように、同じ処方内容において、自家製剤加算と嚥下困難者用製剤加算が混在するケースです。摘要欄の記載内容からは、自家製剤加算と嚥下困難者用製剤加算を区別する意図が解りませんが、どちらも算定は可能なケースです。このようなケースの再審査において、審査員は点数が低点数になるように調整するようです。また、このようなケースの場合、保険者や審査員から「点数が高くなるように加算を区別している」と疑われてもおかしくありません。請求の意図を明確にし、不要な査定をさけるためにも、積極的な摘要欄の活用をお勧めします。

事例2 (一次審査査定事例)

サワシリンカプセル250 4カプセル
 分1 術前一時間 1日分

一次審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	6・8	6・8	サワシリンカプセル250 4カプセル 【内服】分1 術前一時間 1日分		5	1	-5-	5	
										
摘要										

保険診療において、院外処方せんによる投薬は、疾病の治療目的での投薬に限られているため、検査や手術の前処置として使用する薬剤は院外処方の対象外となります。

上記のケースのように、術前に感染予防として処方されたと考えられる薬剤が院外処方されたケースでは、調剤料の算定はできません。

また処方箋に記載されているのが、検査薬や手術前処置薬のみの場合は、調剤基本料、薬学管理料、調剤技術料なども算定不可となります。

審査ニュース121号(県薬会報2011年9月号)参照

・審査ニュース・

事例3 (突合による査定事例)

〔アーチスト錠10mg 2錠
1日2回朝・夕食後 14日分〕

一次審査対象レセプト

No	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・27	12・27	アーチスト錠10mg 2錠 1錠 【内服】1日2回朝・夕食後 14日分	13 7	14	63	182 98	
2									
摘要									

医科の突合点検によって、査定された代表的なケースです。

アーチストには以下の適応があります。

本態性高血圧症（軽症～中等症）、腎実質性高血圧症、狭心症、虚血性心疾患又は拡張型心筋症に基づく慢性心不全

ところが、1日2回の服用が認められるのは、虚血性心疾患又は拡張型心筋症に基づく慢性心不全だけですので、その他の病名が医療機関のレセプト（カルテ）に記載されている場合は、査定されるケースがあります。

突合点検の結果、医療機関に非があるものは医療機関から、薬局に非があるものは薬局から査定することとなりますが、通常なら、薬局ではカルテに記載された内容を知るすべがないので、このケースのように医療機関に非があるものは医療機関から査定されます。

しかし、添付文書には、次の状態で、アンジオテンシン変換酵素阻害薬、利尿薬、ジギタリス製剤等の基礎治療を受けている患者 虚血性心疾患又は拡張型心筋症に基づく慢性心不全の記載があるため、「基礎治療薬の併用がない状態で、アーチストの1日2回投与は保険上不適当」であることは、保険薬局においても1枚の処方箋から予想することが可能なケースもあり、医療機関とのトラブルに発展する可能性も考えられます。

保険診療/調剤において、適切な薬物治療を行うためにも疑義照会をお願いいたします。

審査ニュース

< 支払基金の「突合点検」結果について > ... 薬局側の理由により査定された事例

処方箋内容		投与 日数	保険薬局の誤請求内容	保険薬局への 査定内容	請求点数	査定結果	査定 事由
フルチカソン点鼻50μg「アムレ」 28噴霧2.04mg4ml ロラタジンOD錠10mg「サワイ」 キプレスチュアブル錠5mg	1瓶 1錠 1錠	5日	フルチカソン点鼻50μg「アムレ」 28噴霧2.04mg4ml ロラタジンOD錠10mg「サワイ」 キプレスチュアブル錠5mg	医療機関名の誤入力	191	0	A
ソルビデム酒石酸塩5mg「テバ」	30錠	頓服	マイスリー錠5mg(30日分)	「眠前」を「頓服」で請求 20回分査定	81	27	C
プロトピック軟膏0.1%	25g		プロベト	処方箋内容と不一致	353	0	A
ナゾネックス点鼻液50μg56噴霧用5mg	10g		ナゾネックス点鼻液50μg56噴霧用5mg	医療機関名の誤入力	189	0	A
パナンドライシロップ5%50mg	84g	3日	パナンドライシロップ5%50mg	処方箋内容と不一致	1935	39	C
クラリチンドライシロップ1%	5g	14日	クラリチンドライシロップ1%	処方箋内容と不一致	1442	140	A
ザジテン点鼻液0.05% 6.048mg8ml	1瓶		ザジテン点鼻液0.05% 3.45mg5ml	処方箋内容と不一致	92	0	A
メアクトMS小児用細粒10%100mg	1.8g	5日	メアクトMS小児用細粒10%100mg	医療機関名の誤入力	200	0	A
ルルバスクOD錠5mg アバプロ錠50mg	2錠 1錠	28日	ルルバスクOD錠5mg アバプロ錠50mg	医療機関名の誤入力	532	0	A
クモロール点鼻液2% 190mg9.5ml	2瓶		クモログリク酸ナトリウム点鼻液2%	処方箋内容と不一致	63	0	A
ネキシウムカプセル20mg	3C	7日	ネキシウムカプセル20mg(1~7日) ネキシウムカプセル20mg(8~14日)	処方箋内容と不一致	357	238	B
オメプラゾール錠20 20mg	10錠	10日	オメプラゾール錠20mg	処方箋内容と不一致	650	60	B
セフタックカプセル50 50mg	21C	21日	テプレノカプセル50mg(21日分)	処方箋内容と不一致	336	42	B
プロプレス錠8 8mg	1錠	28日	プロプレス錠8 8mg	医療機関名の誤入力	392	0	A